

達 示 第 2 号

令和4年2月24日

(令和4年9月12日一部改正)

広島拘置所長

広島拘置所における被収容者の外部交通に関する実施細則

被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」に基づき、標記について、別添のとおり制定し、本日から施行する。

なお、令和3年1月8日付け達示第3号「広島拘置所における被収容者の外部交通に関する実施細則」については、本達示の発出をもって廃止する。

別添

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本達示は、広島拘置所における被収容者（労役場留置者、監置場留置者を含む。以下同じ。）の外部交通を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本達示に基づき、被収容者に対して外部交通（面会、信書の発受及び電話による通信）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差止め、若しくは制限するに当たっては、被収容者の収容目的に従って適正に処理することに留意しなければならない。

(根拠)

第 2 条 被収容者に係る外部交通の取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号。以下「規則」という。）、被収容者の外部交通に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3359 号大臣訓令。以下「訓令」という。）及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3350 号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」。以下「通達」という。）によるほか、本達示に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 本達示において使用する用語は、法及び規則で使用する用語の例による。

第 2 章 面会

(面会勤務職員)

第 4 条 面会勤務職員には、所長が指名する職員を充てる。

(面会勤務職員の一般的義務)

第 5 条 面会勤務職員は、他の関係部課及び処遇部門各係と緊密な連絡を保持し、処遇・警備上必要な情報の提供及び収集に配慮し、施設の機能を十分に発揮できるように努めなければならない。

2 面会勤務職員は、業務により知り得た内容を、職務上必要な場合を除いて他

に漏らしてはいけない。

3 面会勤務職員は、民間業者に委託している面会受付に係る事務全般を総括し、次の各号に当たる事務を担当する。

- (1) 面会内容の記録
- (2) 面会の制限等に関する意見具申
- (3) 面会連行係への指示等
(面会の相手方)

第 6 条 次に掲げる被収容者に対し、以下の者から面会の申出があったときは、これを許すものとする。ただし、法第 148 条第 3 項又は法第 2 編第 2 章第 12 節賞罰の規定により禁止する場合を除く。

1 受刑者

また、労役場留置者及び監置場留置者のうち、監置の裁判のみの者については、本項を準用する。

- (1) 親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者（具体的には、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等に係る各種手続について委任を受けている者）
- (3) 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者（具体的には、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等）
- (4) 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者（具体的には、当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者）
- (5) 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者、その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者以外の者で次のすべての事情が認められる者
 - ア 身元が明らかであること。
 - イ 未決収容時の外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な交友関係にあり、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定す

る暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

- (7) 公用のため前記(3)ないし(5)のいずれかに該当する理由で面会の申請をした公的機関の職員
- (8) 面会を希望する受刑者以外の人から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として受刑者と面会を希望する弁護士等

2 未決拘禁者

- (1) 未決拘禁者の面会は、法第148条第3項又は法第2編第2章第12節賞罰の規定により禁止する場合を除き、許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りではない。
- (2) 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護士又は弁護士となろうとする者(以下「弁護士等」という。)から面会の申出があった場合は、次のとおりとする。
 - ア 精神的に著しく不安定であるなど申出の事実を告知しても依然として法第79条第1項各号のいずれかに該当することになることが明らかであるという特段の事情がない限り、直ちに申出の事実を告知すること。
 - イ 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第79条第1項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しない場合は、保護室収容を中止して弁護士等との面会を許すこと。
 - ウ 特段の事情があるとして申出の事実の告知をしないとき又は告知後の反応等により保護室収容を継続するときは、その状況を携帯用ビデオカメラで録画するとともに、視察表をもって決裁を受けること。

3 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

前第1項と同様とする。ただし、罪証隠滅のおそれの有無について留意すること。

また、勾留中に監置に処せられた者については、本項を準用する。

なお、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りではない。

おって、弁護士等との面会については未決拘禁者に準じた取扱いとする。

4 死刑確定者

前第1項と同様とする。ただし、前第1項(5)については「面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者(具体的には、心情の安定に資すると認められる助言・講話等を行う宗教家等)」と読み替えることとする。

5 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

前第 4 項と同様とする。ただし、罪証隠滅のおそれの有無について留意すること。

なお、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りではない。

おって、弁護士等との面会については未決拘禁者に準じた取扱いとする。

6 各種被収容者

面会を申し出た者

(面会の相手方の届出)

第 7 条 規則第 6 6 条に定める受刑者及び死刑確定者(以下「受刑者等」という。)

に提出させる親族等申告書の様式は別紙 1 のとおりとする。

2 前項の届出が真正なものであることを確認するため、必要があると認められるときは、当該受刑者等から事情を聴取するほか、その疎明となる資料等の提出又は提示を求めるものとする。

(面会等申出書等)

第 8 条 面会申出者の面会等申出書(以下「申出書」という。)は、別紙 2-1 のとおりとする。

なお、受刑者等の面会申出者の申出書については、申出書の「面会の目的」欄に、その目的が記載されていることを必ず確認すること。

弁護士面会の申出者(弁護士又は弁護士になろうとする者)の弁護士面会確認票(以下「確認票」という。)は、別紙 2-2 とする。

2 面会勤務職員は、一般面会の申出者に対し、その申出書の記載に関し、確認の必要があると認めるときは、必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めた上、面会の許否については、原則として、統括矯正処遇官(第一担当)(以下「第一統括」という。)に、面会表に別紙 2-1 を添えて決裁を仰ぎ、第一統括が不在の際には、他の統括矯正処遇官に報告し、その決裁を仰ぐものとする。

3 面会勤務職員は、弁護士面会の申出者(弁護士又は弁護士になろうとする者)に対し、その確認票の記載に関し、確認の必要があると認めるときは、必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めた上、面会の許否については、原則として、第一統括に、面会表に別紙 2-1 及び別紙 2-2 を添えて決裁を仰ぎ、第一統括が不在の際には、他の統括矯正処遇官に報告し、その決裁を仰ぐものとする。

なお、弁護士面会の開始までの手順等については、別途指示する。

(面会実施のための確認等)

第 9 条 前条第 2 項の報告を受けた第一統括は、面会等申出書につき必要がある場合は、被収容者との面会の申出をする者に対して、次の確認を行うものとする。

(1) 法第 111 条第 1 項に規定する者との面会

前条の規定に基づく届出のある者及び届出以外の者から面会等申出書の提出がある場合、必要に応じて、第 6 条第 1 項 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) に該当するか否かの確認を行うものとする。

(2) 法第 111 条第 2 項に規定する者との面会

前条の規定に基づく届出のある者及び届出以外の者から面会等申出書の提出がある場合、必要に応じて、第 6 条第 1 項 (6)、(7)、(8) に該当するか否かの確認を行うものとする。

(3) 前条第 2 項の確認に基づき、受刑者に対して確認を行う必要性が生じた場合、当該受刑者に事情聴取を行うものとする。

(面会の立会い)

第 10 条 面会の立会いについては、以下のとおりとする。

1 受刑者

(1) 受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令 (平成 18 年法務省矯成訓第 3321 号法務大臣訓令) 第 3 条に基づく制限区分が第 1 種及び第 2 種の制限区分に指定されている受刑者の面会の立会いは、当所の規律及び秩序の維持を害する結果のおそれ、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ、刑事施設の管理運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を除き、職員の立会・録音又は録画を要しないものとする。

(2) 制限区分が第 3 種に該当する受刑者及び制限の区分の適用を受けていない受刑者の面会は、職員立会又は録画面会とし、その運用は別途指示する。

(3) 制限区分が第 4 種に該当する受刑者及び制限区分の適用を受けていない受刑者の面会は、原則として職員が立会するものとする。

(4) 受刑者が次の者と面会する場合は、所内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、職員の立会を付さないものとする。

ア 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、調査を行う国又は地

方公共団体の機関の職員

イ 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、弁護士法第3条第1項に規定する職務（弁護士が、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと。）を遂行する弁護士

2 未決拘禁者

(1) 原則として、弁護人等以外の者との面会には、職員の立会を付すか、又は録音・録画を行うものとする。

(2) 未決拘禁者が次の者と面会する場合は、あらかじめ検察官の意見を求めた上で、所内の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、職員の立会を付さないものとする。

ア 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

イ 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、弁護士法第3条第1項に規定する職務（弁護士が、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと。）を遂行する弁護士

3 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

前第2項と同様とする。

4 死刑確定者

原則として、職員の立会を付すか、又は録音・録画を行うものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、職員の立会又は録音・録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、職員の立会・録音又は録画を要しないものとする。

なお、面会の立会等の省略については、立会等の措置の省略を相当とする事情があると考えられる場合であっても、必ず立会等の措置を省略すべきというものではなく、さらに、立会等の措置の省略を相当と認めることが必要であり、その判断に当たっては、立会等の措置を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるかと認められるかどうか、死刑確定者

の心情を把握するため立会等の措置を執ることが必要であるかどうかを個別に検討すること。

5 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

前第 4 項と同様とする。ただし、弁護士等との面会を除く。

6 各種被収容者

(1) 原則として、職員の立会を付すか、又は録音・録画を行うものとする。

(2) 各種被収容者が次の者と面会する場合は、所内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、職員の立会を付さないものとする。

ア 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

イ 自己に対する刑事施設の長の措置及び処遇に関し、弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務（弁護士が、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと。）を遂行する弁護士

(面会を不許可とした場合の告知)

第 1 1 条 第一統括又は外部交通を担当する主任矯正処遇官（以下「外部交通担当主任等」という。）は、面会を不許可とした場合、当該被収容者に面会を不許可とした旨告知し、面会表にその旨記載すること。

(面会の一時停止及び終了)

第 1 2 条 面会中に次のいずれかに該当する行為等を認めた場合は、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させ、直ちに上司に報告すること。

(1) 受刑者の場合

ア 受刑者又は面会の相手方が次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する行為をするとき

(ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数
その他面会の態様に関する制限に違反する行為

(イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

イ 受刑者又は面会の相手方が次の (ア) から (オ) までのいずれかに該当する言動をするとき

- (ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
 - (イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - (ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - (エ) 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの
 - (オ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの
- (2) 未決拘禁者の場合
- ア 未決拘禁者又は面会の相手方が次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する行為をするとき
 - (ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為
 - (イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為
 - イ 未決拘禁者又は面会の相手方が次の (ア) から (エ) までのいずれかに該当する言動をするとき
 - (ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
 - (イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - (ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - (エ) 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの
- (3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の場合
- ア 未決拘禁者としての地位を有する受刑者又は面会の相手方が次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する行為をするとき
 - (ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為
 - (イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為
 - イ 未決拘禁者としての地位を有する受刑者又は面会の相手方が次の (ア) から (オ) までのいずれかに該当する言動をするとき
 - (ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの
 - (イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
 - (ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの
 - (エ) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの
 - (オ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会に

において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

(4) 死刑確定者の場合

ア 死刑確定者又は面会の相手方が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する行為をするとき

(ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数
その他面会の態様に関する制限に違反する行為

(イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

イ 死刑確定者又は面会の相手方が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する言動をするとき

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

(イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

(ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

(エ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

(5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の場合

ア 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者又は面会の相手方が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する行為をするとき

(ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数
その他面会の態様に関する制限に違反する行為

(イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

イ 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者又は面会の相手方が次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する言動をするとき

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

(イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

(ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

(エ) 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの

(オ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

(6) 各種被収容者の場合

ア 各種被収容者又は面会の相手方が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する行為をするとき

(ア) 面会の相手方の人数、面会場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数

その他面会の態様に関する制限に違反する行為

(イ) 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

イ 各種被収容者又は面会の相手方が次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する言動をするとき

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

(イ) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

(ウ) 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

2 前項の場合において、面会一時停止のために執る必要な措置についての標準的な手順は次のとおりとする。

(1) 受刑者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は面会の相手方の行為又は発言を制止し、警告すること。

(2) 警告後、なおも従わない場合は、面会を一時停止する旨双方に告げ、被収容者を面会室から連れ出し、面会所内の待機ボックス内で待機させること。

(3) 面会の一時的停止を行った職員は、外部交通担当主任等に事案の概要について直ちに報告すること。

(4) 外部交通担当主任等は、直ちに同内容を所長に報告し、面会を継続させることが相当でないとの判断があった場合は、面会を終了する旨被収容者及び面会の相手方に告知すること。

(5) 面会を継続するよう指示があった場合は、当日の所定の面会時間から面会を一時停止させるまでの所要時間を除いた時間について、面会を行わせること。

(面会の相手方の人数)

第 13 条 1 回の面会で面会室に入室できる面会の相手方の人数は、3 名までとする。ただし、未就学児については、人数に算入しないものとする。

(面会の場所)

第 14 条 面会は、面会所でこれを行わせるものとし、面会所内の室を次のとおり指定する。

(1) 男子被収容者 (弁護士面会を除く)

一般面会室第 1 ないし第 4 号室

(2) 女子被収容者

(1) と同様とする。

(3) 弁護士面会

弁護士面会室第 1 ないし第 3 号室及び女子面会室のいずれかの室

(面会の申出の日及び時間帯)

第 15 条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日午前 8 時 30 分から同 11 時 30 分まで及び午後零時 30 分から同 4 時までとする。

2 弁護士等の面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、原則として前項の日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

(面会の実施の日及び時間帯)

第 16 条 面会を実施する日及び時間帯は、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から原則午後 5 時までとする。

2 弁護士等の面会を実施する日及び時間帯は、原則として前項の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会の日及び時間帯等については、令和元年 11 月 21 日付け所長指示第 46 号「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会の取扱いについて」に基づき、適正に実施すること。

(面会の時間)

第 17 条 面会の時間について制限を行うときは、30 分を下回らないものとする。ただし、面会の申出状況、その他の事情にかんがみ、面会時間の制限を行う必要がある場合は、5 分を下回らない範囲で面会時間の制限を行うものとする。

(面会の回数)

第 18 条 受刑者、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、面会の回数を次表のとおりとする。

なお、面会申出者については、1 日 1 回とする。

優遇措置の区分	回数
第 1 類	1 月に 7 回
第 2 類	1 月に 5 回
第 3 類	1 月に 3 回
第 4 類	1 月に 2 回
第 5 類	1 月に 2 回

2 未決拘禁者、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者及び各種被収容者

については、面会申出者も含め、面会の回数を 1 日 1 回とする。ただし、弁護人面会についてはこの限りでない。

3 死刑確定者については、面会申出者も含め、面会の回数を 1 日 1 回とする。

(面会の記録)

第 19 条 面会表には、面会の日時、面会の相手方の氏名、住所、生年月日、職業、続柄、面会の目的その他必要と認められる事項を記録するものとする。

2 面会立会の有無の別に応じ、接見表の取扱いは次のとおりとする。

(1) 立会をしなかった場合 (弁護人等との面会を除く。)

立会をしなかった旨。ただし、特に必要と認められる場合には、被収容者又は面会の相手方から聴取した面談の内容要旨

(2) 立会した場合

立会した旨及び内容要旨

(3) 録音又は録画をした場合

その旨 (ただし、特に必要と認められる場合には、被収容者又は面会の相手方から聴取した面談の内容要旨又は録音若しくは録画により確認した面談の内容要旨)

(4) 弁護人等との面会の場合

その旨

(面会の相手方が遵守すべき事項及び周知事項)

第 20 条 規則第 75 条及び通達記の 6 に基づく面会の申出者 (弁護人等を除く。) の遵守事項及び周知事項は、別紙 3 のとおりとし、面会待合室内に掲示するものとする。

2 未決拘禁者との面会を申し出る弁護人等の遵守事項及び周知事項は、別紙 4 のとおりとし、弁護人面会待合室に掲示するものとする。

(被害者等との面会)

第 21 条 被害者及びその遺族等 (以下「被害者等」という。) と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとする。

(1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること (示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。) を目的とする場合には、法第 111 条第 1 項第 2 号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するものとして、面会を許可することとする。

(2) 被害者等が上記 (1) の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持

ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真しな事情がある場合には、原則として、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許可することとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、上記(1)の場合については面会を許可し、上記(2)の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に関する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許可することとする。
- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常的面会と同様、面会をさせることはできないため、その旨被害者等に説明するものとする。

第3章 信書の発受

(書信係)

第22条 書信係には、所長が指名する職員を充てる。

(書信係の一般的義務)

第23条 書信係は、他の関係部課及び処遇部門各係と緊密な連絡を保持し、処遇・警備上必要な情報の提供及び収集に配慮し、施設の機能を十分に発揮できるように努めなければならない。

2 書信係は、検査により知り得た内容を、職務上必要な場合を除いて他に漏らしてはならない。

(信書の発受の相手方の届出)

第24条 信書の発受の相手方の届出及び調査は、前第7条を準用するものとする。

(発受を許す信書)

第25条 発受を許す信書については、以下のとおりとする。

1 受刑者の場合

受刑者の信書の発受は、法第2編第2章第11節第3款「信書の発受」第1目「受刑者」、第148条第3項(翻訳費用を負担しないとき。)、第12節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の

者との間で信書を発受することを許すものとする。

2 未決拘禁者の場合

未決拘禁者の信書の発受は、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款「信書の発受」第 2 目「未決拘禁者」、第 1 4 8 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき。）、第 1 2 節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りではない。

3 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の場合

未決拘禁者としての地位を有する受刑者の信書の発受は、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款「信書の発受」第 3 目「未決拘禁者としての地位を有する受刑者」、第 1 4 8 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき。）、第 1 2 節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

なお、前項ただし書きを準用する。

4 死刑確定者の場合

死刑確定者の信書の発受は、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款「信書の発受」第 4 目「死刑確定者」、第 1 4 8 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき。）、第 1 2 節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許し又は許すことができる。

5 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者

未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の信書の発受は、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款「信書の発受」第 5 目「未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者」、第 1 4 8 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき。）、第 1 2 節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許し又は許すことができる。

6 各種被収容者

各種被収容者の信書の発受は、法第 2 編第 2 章第 1 1 節第 3 款「信書の発受」第 6 目「各種被収容者」、第 1 4 8 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき。）、第 1 2 節賞罰の各規定により禁止される場合又は本達示に基づき禁止する場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査)

第 2 6 条 信書の検査については、以下のとおりとする。

1 受刑者の場合

(1) 制限区分が第 1 種及び第 2 種に指定されている受刑者の信書の検査は、当所の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれ、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ、刑事施設の管理運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を除き、要しないものとする。

(2) 制限区分が第 3 種及び第 4 種に指定されている受刑者並びに制限区分の指定を受けていない受刑者の信書の検査は、原則として行うものとする。

ただし、制限区分が第 3 種に指定されている受刑者のうち、当所において自営作業に従事している受刑者の信書の検査は、前号と同様とする。

(3) 次の信書については、内容が該当するか否かについて確認するために必要な限度において行うものとする。

ア 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

イ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

ウ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項（「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」）に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）との間で発受する信書

2 未決拘禁者、未決拘禁者の地位を有する受刑者及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の場合

未決拘禁者、未決拘禁者の地位を有する受刑者及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者が発受する信書については、原則として検査を行うこと。ただし、別途指示した場合は、検査を省略できる。

なお、以下に掲げる信書については、検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、(3) の信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 弁護人等から受ける信書

(2) 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法

第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）との間で発受する信書

3 死刑確定者の場合

死刑確定者が発受する信書については、検査を行うこと。

なお、以下に掲げる信書については、検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、(3) の信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 弁護士等から受ける信書

(2) 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）との間で発受する信書

4 各種被収容者の場合

刑事施設の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合は、検査を実施する。

なお、以下に掲げる信書については、検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、(3) の信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 弁護士等から受ける信書

(2) 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

(3) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）との間で発受する信書

(信書の発受禁止)

第 27 条 受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者が、法第 128 条の規定により、犯罪性のある者その他受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者と信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがある場合については、その者との間で信書を発受することを禁止するものとする。この場合、書信係は、別紙 5 の「信

書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

- 2 前項の禁止の判断は、一律に行うことなく、受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的に行うものとする。
- 3 信書の発受の禁止の措置の決定の告知は、外部交通主任等が次に定める事項を口頭で告知するとともに、別紙 5 の「信書検査処理票」にその内容を記録すること。

被収容者に対し、発受の日、禁止の決定の日、適用条項及び当該条項内容（信書の内容による差止め・削除・抹消）

第 28 条 信書の差止め・削除・抹消については以下のとおりとする。

(1) 受刑者の場合

受刑者の発受する信書の全部又は一部が法第 129 条第 1 項各号に定める次の事項に該当すると判断した場合は、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙 5 の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその受刑者に係る弁護士法第 3 条第 1 項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(2) 未決拘禁者の場合

未決拘禁者の発受する信書の全部又は一部が法第136条の準用規定に定める次の事項に該当すると判断した場合は、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙5の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、差止め等の措置を行うに当たっては、未決拘禁者の防御権に配慮し、慎重な対応が必要であることを考慮すること。

おって、未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び未決拘禁者が弁護士との間で発受する信書であってその未決拘禁者に係る弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウ、カのいずれかに該当する場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(3) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の場合

未決拘禁者としての地位を有する受刑者の発受する信書の全部又は一部が法第138条の準用規定に定める次の事項に該当すると判断した場合、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙5の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、未決拘禁者としての地位を有する受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び未決拘禁者としての地位を有する受刑者が弁護士との間で発受する信書であってその未決拘禁者としての地位を有する受刑者に係る弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合又は信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある者である場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生じ、又は罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(4) 死刑確定者の場合

死刑確定者の発受する信書の全部又は一部が法第141条の準用規定に定める次の事項に該当すると判断した場合は、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙5の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、死刑確定者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び死刑確定者が弁護士との間で発受する信書であってその死刑確定者に係る弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容

のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(5) 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の場合

未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の発受する信書の全部又は一部が法第 141 条の準用規定に定める次の事項に該当すると判断した場合は、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙 5 の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者が弁護士との間で発受する信書であってその未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者に係る弁護士法第 3 条第 1 項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウ、カのいずれかに該当する場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(6) 各種被収容者の場合

各種被収容者の発受する信書の全部又は一部が法第 144 条の準用規定に定める次の事項に該当すると判断した場合は、速やかにその旨及び該当すると判断した部分等について、その要旨を書信表に記載し、別紙 5 の「信書検査処理票」を作成し、当該信書を添えて決裁を受けることとする。

なお、各種被収容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び各種被収容者が弁護士との間で発受する信書であってその各種被収容者に係る弁護士法第 3 条第 1 項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合に限り、行うことが出来る。

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

2 前項の規定に基づき、当該信書の差止め、又はその一部削除、若しくは抹消の別を決定する際は、次の各号に掲げる場合に依じて措置を決定するものとする。

(1) 信書の一部が前項の各事項のいずれかに該当する場合は、該当箇所の削除又は抹消を行うものとする。

なお、削除又は抹消の方法によることとした場合は、原則として抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。

(2) 信書の全部が前項の各事項のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合は、当該信書を差し止めることとする。

- 3 信書のうち発信分については、その内容が第 1 項各事項のいずれかに該当する場合、「信書検査処理票」で審査を行う前に、第一統括又は処遇区主任等で、当該被収容者に対し書き直し等の指導を行うことができるものとする。この場合、指導が強制とならないよう特に留意し、その結果について、書信指導簿及び書信表にその旨記録すること。

なお、書き直し等の指導を行うことなく削除又は抹消された箇所を当該発信の申請をした被収容者が知り得ないときは、当該箇所を当該被収容者に告知する。

- 4 発信書の内容が刑罰法令に抵触すると思料されるもの（脅迫等を含む）又は罪証隠滅の結果を生ずるおそれのあるものについては、第一統括において検察官に求意見すること。

- 5 信書の差止め、削除、抹消の各措置の決定の告知は、外部交通主任等が次に定める事項を口頭で告知するとともに、別紙 5 の「信書検査処理票」にその内容を記録すること。

(1) 差止めを決定した場合

ア 発信書

被収容者に対し、差止めを決定した日、適用条項及び当該条項内容

イ 受信書

被収容者に対し、受信書を受理した日、差止めを決定した日、適用条項及び当該条項内容

また、受信書を差し止めた場合において、受刑者若しくは未決拘禁者としての地位を有する受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障がないと認めるときは、相手方の氏名を告知して差し支えないものとする。

なお、該当箇所を削除した上で、当該信書（削除部分を除く。）を被収容者に交付し、又は発送する措置を執ること。

おって、抹消部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を被収容者に交付し、又は発送する措置を執ること。

- 6 差し止めた信書、削除部分、抹消部分の複製の保管は、領置倉庫内の当該被収容者の領置箱内に保管し、被収容者が他の刑事施設へ移送の際は当該刑事施設に引き継ぎ、移送先被収容者が釈放の際にはこれを引き渡すものとする。ただし、引き渡すことで当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、引渡しを行わないものとする。その際、引き渡さない信書がある旨当

該被収容者に告知すること。

なお、不許可として保管中の信書のうち、釈放の際に引き渡さない場合に該当しないものであっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど釈放の際に引き渡すことが適当でない認められる場合については、必要に応じて被収容者に対し、当該信書の廃棄を指導する。

7 前項の規定により引渡しを行わなかった信書は、釈放の日から3年間保存するものとする。

8 前条の信書の発受禁止の手続は、前各項に準じて行うものとする。

(被害者との信書の発受)

第29条 被害者と加害者の信書の発受については、次のとおりとする。

1 受刑者の場合

(1) 一般に被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、法第128条の規定により信書の発受が禁止されるものには該当しないものとする。ただし、被害者等から、当所に対し加害者である受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者が指導に従わず、被害者等への信書の発信を申請する場合には、法第128条の規定により被害者等との信書の発受を禁止する。

なお、発信については、その内容に威迫や侮辱等が含まれていないかを、受信については所内の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないかを慎重に検査すること。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、法第128条ただし書の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができない。

(3) 被害者等からの受信書については、原則として削除・抹消することなく交付すること。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、法第129条第1項第3号に該当するものとして、差し止めることができる場合があるが、この場合、視察表をもって決裁を受けること。

また、当該信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により、受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には、視察

表により決裁を受けた後、速やかに交付すること。

- (4) 被害者等宛て発信書については、その内容が賠償の意思や真しな謝罪の表明であるなど、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、次号の場合を除き、直接送付せずに親族や弁護士等を経由して送付するよう指導すること。ただし、受刑者が同指導に従わず、あるいは適当な親族等がないため、被害者宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者に対し、その旨を連絡した上で、発信を許すものとする。
- (5) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すものとする。

2 未決拘禁者の場合

未決拘禁者の発信する相手方が、被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人威迫罪（刑法第105条の2）にも該当する可能性があるため、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、当所において的確な判断が困難な場合は、必要に応じて検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等（法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による接見交通の制限の措置も考えられる。）も含めて相談することとする。

(信書の通数制限)

第30条 受刑者、未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、発信を許す通数を次表のとおりとする。

優遇措置の区分	回数
第1類	1月に10通
第2類	1月に7通
第3類	1月に5通
第4類	1月に5通
第5類	1月に4通

- 2 未決拘禁者、死刑確定者、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者及び各種被収容者については、発信を許す通数を1日2回とする。ただし、広島拘置所視察委員会に対して提出する書面、不服申立て、権利救済を求めるため弁護士会に発する信書又は官公署・裁判所若しくは弁護士等に対して発する信書

については、通数に含めない。

- 3 電報発信については、電報 1 通を発信通数 1 通に相当させるものとする。
- 4 申請通数の制限を超過した発信の申請があった場合、その後の申請の機会に申請したのでは、当該被収容者が被る不利益の程度が大きいと客観的に認められるなど、緊急に信書を送信する必要があると認められるときは、当該申請を受け付けること。

(信書の発受の記録)

第 3 1 条 被収容者が発受する信書については、書信係は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送、交付年月日、相手方の氏名等を記録するとともに、信書の検査については次の各号に掲げる場合に応じ、その信書の要旨を記録するものとする。

- (1) 法の規定により保安上の検査にとどめ内容の検査を行わなかった場合その旨書信表に記録する。
- (2) 検査の結果、特に問題がなかった場合
「近況報告」「安否伺い」等簡潔に記録する。
- (3) 弁護人との発受信の場合
「弁護の件」等簡潔に記録する。
- (4) 上記 (1)、(2)、(3) 以外の場合
要旨を記録する。

(封筒、便箋等の規格)

第 3 2 条 被収容者が発信に使用する封筒、便箋等は以下のとおりとする。

- (1) 発信書簡の種類は、封筒、郵便書簡、航空書簡及びはがきとする。
- (2) 封筒は一重のものとし、受刑者についてのみ、当所指定品の使用に制限する。
- (3) 便箋については、市販されている便箋とし、著しく形状に問題があるもの以外は許可する。
- (4) 1 通の発信につき使用できる便箋の枚数は、原則として 7 枚までとし、裏面及び余白への記載は認めない。
- (5) 封筒への通信文記載は認めない。

(発信書の代筆)

第 3 3 条 信書の作成において、他の被収容者の代筆は認めない。ただし、自書が不可能な被収容者が、代筆による信書作成を希望した場合は、あらかじめ願

箋を提出させ、許可となった場合、所長から指名された職員が代筆すること。

(信書の作成に関する制限)

第34条 被収容者が発する信書の作成要領については、次のとおりとする。

- (1) 1回の発信に使用する便箋は、原則として7枚までとする。
- (2) 1枚の用紙に記載する字数は、原則として400字までとする。
- (3) 便箋の欄外や裏へ記載したもの及びあらかじめ罫線が便箋に印刷されている場合に罫線を著しく無視して文字を記載したものについては発信を認めないものとする。
- (4) 発信に使用する筆記具は、使用が許可された筆記具とする。ただし、受刑者において、写経用の筆ペン等使用目的が限定された筆記具の使用は認めないものとする。
- (5) 封筒の表裏等に通信文を記載しているものについては、発信を認めないものとする。
- (6) 許可なく通信文以外のものを同封しているものについては、発信を認めないものとする。ただし、被収容者がその作成した文書図画を同封している場合は、その内容等に問題がない場合、信書に準じた取扱いを行うこととする。

(発受信の形態による制限)

第35条 次の各号に該当する発受信については、発信又は交付について制限を行うものとする。

- (1) 書留、特定記録、内容証明、年賀特別郵便以外の郵便法（昭和22年法律第165号）第44条第1項に規定する特殊取扱により信書を発することを希望するとき。

なお、真にやむを得ない事情があり、書留、特定記録、内容証明による発信を希望する場合については、被収容者にその旨願箋を提出させ審査すること。

- (2) 第1種郵便物又は第2種郵便物以外の方法で信書を発することを希望するとき。
- (3) 被収容者が他の被収容者と共同して信書を発信したとき。
- (4) 規定料金の郵券等を貼付していないものや、著しく汚損した郵券等を使用しているとき。

2 複数の被収容者に宛てられた信書について、交付を許すことが出来る場合は、宛て名人の筆頭者1名に対して交付することとする。筆頭者が不明な場合は、

名前が 50 音順で最も早い者 1 名に交付することとする。

- 3 いわゆるメロディ電報、押し花電報、ぬいぐるみ電報、音楽を再生する機能を有する電報等の被収容者が使用又は所持することが許されない形態の電報（以下「当該電報等」という。）については、次のとおりとする。

ア 電報の内容が記載された台紙等と当該電報等が容易に取り外せる形態である場合は、台紙等のみを取り外した後、台紙等については、通常の受信書として処理し、台紙等以外の物品については、差出人に引取りを求めるか、当該被収容者に外部の者への交付（宅下げ）又は廃棄させるものとする。

イ 電報の内容が記載された台紙等と当該電報等が一体となった形態である場合は、台紙等に記載された内容を了知させた後、差出人に引取りを求めるか、当該被収容者に外部の者への交付（宅下げ）又は廃棄させるものとする。

なお、台紙等の内容をノート等へ書き写させることは差し支えない。

（信書の受付日及び時間帯）

第 36 条 発信の受付時間は下記のとおりとする。

- 1 受刑者、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の場合

受付時間は原則として午前 9 時とし、受付日は次のとおりとする。

- (1) 南棟に収容中の受刑者

火曜日

- (2) 中棟に収容中の受刑者（自営作業就業者を除く。）

水曜日

- (3) 自営作業就業者のうち優遇区分第 4 類の受刑者、女区、北棟及び病棟に収容中の受刑者

木曜日

- (4) 自営作業就業者のうち優遇区分第 3 類以上の受刑者

平日

- 2 未決拘禁者、死刑確定者、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者及び各種被収容者の場合受付時間は原則として午前 9 時、午後 2 時の 2 回とし、受付日は平日とする。

（発信に要する費用）

第 37 条 信書の発信に要する費用は、原則として被収容者の自己負担とするが、願出により必要性が認められる場合には、その全部又は一部を国庫負担とすることができる。

(信書の検印)

第 38 条 書信係は、信書の検査を行った場合、本達示に基づき押印することが
適当でない場合を除き、当該信書に検印を押印するものとする。

(特別発信)

第 39 条 本達示に定める通常発信以外の発信については、被収容者にその理由
等明確に記載した願箋を提出させ、同願箋の内容により必要性及び緊急性を考
慮し、個別に許否の判断を行うこととする。

第 4 章 電話等による通信

(電話等による通信)

第 40 条 制限区分が第 2 種以上の受刑者又は当所において自営作業に従事して
いる釈放前指導期間中の受刑者に対し、その者の改善更生又は円滑な社会復帰
に資すると認めるときその他相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当
する場合に限り、電話等（WEB 会議システムを使用した通信を含む、以下同
じ。）による通信（当該受刑者から電話をかける方法に限る。）を許すことがで
きる。

- (1) 電話等による通信の相手方（以下「通信の相手方」という。）が前第 6 条第
1 項各号（受刑者の面会の相手方）のいずれかに該当し、かつ、処遇上必要
と認められる場合（通信の相手方が容易に当所に来庁できない場所に居住し
ている、又は病気であるため外出に支障がある等の面会できないやむを得な
い事情がある場合に、家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得
したことの報告など電話等による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚
起に高い効果が期待できる場合など）
- (2) 釈放準備に係る打合せを行う場合
- (3) 外部通勤作業又は外出若しくは外泊に係る打合せを行う場合
- (4) 前各号に準ずる程度に必要かつ相当と認める場合

2 前項のほか、受刑者が、面会することが極めて困難である親族と電話等によ
る通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合（受刑者の健
康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時
間的余裕がない場合など、受刑者の現状、通信の相手方に生じた事情、通信の
相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話等による通

信を許さないことが不適當であると認められる例外的な場合)、電話等による通信を許すことができる。

- 3 前項により、電話等による通信を許す場合には、受刑者又は通信の相手方から通信を開始する方法により、電話等による通信を行うことを許すことができる。

なお、通信の相手方から通信を開始する際には、通信開始前にあらかじめ職員が、通信の相手方が電話等による通信を許された者であることを確認するものとする。

(電話等の使用日時等)

第 4 1 条 次のとおりとする。

- (1) 通信を行わせる日及び時間帯

電話等による通信を行わせる日及び時間帯は、原則、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

- (2) 通信場所

原則として処遇調室 1 ないし 5 室とする。

- (3) 通信時間

30 分以内とする (通信等の確認に係る時間は除く。)

なお、通信時間を延長する場合については、当該通信の必要性や重要性などを踏まえて個別に検討すること。

第 4 2 条 受刑者に電話等を使用させる際には、原則として職員が立ち会って電話をかけ、通信の相手方を呼び出して事情を説明する等した上で、通信を開始するものとする。

- 2 相手方が不在であるなど、通信ができなかった場合は、受刑者に対し、職員配置等、当所の管理運営上支障を生ずることのない範囲で改めて電話等の使用を許すものとする。

- 3 通信の内容を確認するために執る措置は、傍受又は録音若しくは録画 (以下「傍受等」という。) とする。

(通信の一時停止及び終了)

第 4 3 条 前条第 3 項における傍受の際、受刑者又は通信の相手方が次の各号のいずれかの行為又は発言を行った場合、注意を促すことで足りるときは、同行為又は同発言を制止するとともに、警告を発するものとする。

なお、行為及び発言の態様から、直ちに通信を中断することが必要であると
思料する場合及び警告を発しても同様の行為又は発言を繰り返す場合は、電話
等による通信を一時停止すること。

おって、一時停止する場合には、いったん通信を終了すること。

(1) 受刑者又は通信の相手方が次のアないしウのいずれかに該当する行為を行
ったとき。

ア 当所の規律及び秩序を害する行為

イ 通信が許可された相手方以外の者と通信し、又は通信しようとする行為

(2) 受刑者又は通信の相手方が次のアないしオのいずれかに該当する内容の発
言をするとき。

ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

オ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された通信にお
いて、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 一時停止の措置を行った職員は、外部交通担当主任等に当該事案の内容を報
告すること。報告を受けた外部交通担当主任等は、直ちに所長に報告し、当該
通信を再開させるか終了させるかについて判断を仰ぐこと。

3 通信を再開させるよう指示があった場合は、当日の所定の通信開始時間から
通信を一時停止させるまでの所要時間を除いた時間を通信させること。

(通信の記録)

第44条 電話等による通信が行われた場合には、面会表に、電話等による通信
の日時、通信の相手方の氏名等のほか、以下のとおり記録するものとする。

(1) 傍受等をしなかった場合

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通信の要旨）

(2) 傍受した場合（傍受とともに録音又は録画をした場合を含む。）

その旨及び通信の要旨

(3) 録音又は録画をした場合（傍受した場合を除く。）

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通信の要旨又は録音
若しくは録画により確認した通信の要旨）

第5章 その他特別な外部交通

(外国語による面会等)

第45条 被収容者又は面会等の相手方が国語に通じない場合、相当と認めるときは外国語による面会等を許すものとする。この場合において、必要があるときは、発言又は通信の内容の通訳又は翻訳を行う。

2 被収容者又はその信書の相手方が国語に通じない場合、相当と認めるときは、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、必要があるときは、信書の内容の翻訳を行う。

3 前2項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被収容者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国(被収容者が属する国に限る。)の大使、公使、領事その他これらに準ずる者と面会等行い、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

4 被収容者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とするものとする。

5 被収容者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さないものとする。

(手話等による面会等について)

第46条 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担とすること。

親族等申告書

処遇首席	企画首席	処遇統括	分類統括	処遇係	分類係	担 当
確定年月日 令和 年 月 日				第 番		
帰住予定地 県 市郡 町						
面会及び信書の発受の相手方						
あなたとの関係	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考	
<p>(注意事項) 本表には、受刑中、面会及び信書の発受を希望する人を記載してください。面会及び信書の発受の対象となる人は次のとおりですが、6については、備考欄にどのような友人関係にあるか詳しく記載してください。</p> <p>なお、必要に応じて友人であったことを証明する資料を先方から提出してもらうことがあります。</p>						
1 親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、婚姻していないが事実上婚姻関係と同様の事情のある人						
2 婚姻・親権・子の養育・相続・雇用関係等に各種手続きについて委任をしている人						
3 民事訴訟や再審請求について委任又は相談をしている弁護士						
4 あなたが経営している会社等の業務処理方針の重大な決定について、相談を必要とする会社等の関係者						
5 更生保護の関係にある人、釈放後の雇用者						
6 身元が明らかであり、あなたと良好な友好関係にあり、改善更生および社会復帰に支障を及ぼすおそれがない人(暴力団員又はその関係者等反社会的集団に属していない人)						
備考欄						

面 会 等 申 出 書					被収容者の願出により、あなたの住所・氏名を教えてくださいですか。 下記の「はい」「いいえ」に○印を記してください。
被収容者氏名					
面会の用件		弁護の件・安否近況伺い・その他 ()			
門鑑番号	住 所		関 係		はい いいえ
	ふりがな		職 業		
	氏 名		年 齢		
門鑑番号	住 所		関 係		はい いいえ
	ふりがな		職 業		
	氏 名		年 齢		
門鑑番号	住 所		関 係		はい いいえ
	ふりがな		職 業		
	氏 名		年 齢		
入門の用件		面会 窓口差入れ 窓口宅下げ			

弁 護 人 面 会 確 認 票			
年 月 日	令和 年 月 日	門鑑番号	
被収容者氏名			
所属弁護士会	広島・その他 ()		
弁 護 人 氏 名			
司法修習生氏名			
次に該当する事項を○でお困み下さい。			
1	・刑事事件	・民事事件	・その他 ()
2	・弁 護 人	・弁 護 人 に な ろ う と す る 者	
3	・私 選	・国 選	
4	・被 疑 者	・被 告 人	・その他 ()
パソコン使用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 記載願います。	□有 □無 電磁的記録媒体を使用して面会を実施される際は、 事前に申請してください。 なお、電話等の通信機能は、使用できません。		

別紙3

面会をされる方に

この待合室は、面会、差入れなどで、当所に来られた方に、御利用していただくものです。面会に際しましては、次の事項及び職員の指示を必ず守ってください。これらの事項や指示に従っていただけない方は、面会ができない場合や、面会を一時停止又は終了することがあります。

- 1 酒気を帯びた方は面会できません。
- 2 面会を希望される方は、まず、職員に門鑑の番号を告げて、備え付けの面会等申出書に所要事項を記載して、受付窓口へ提出してください。
- 3 面会の準備ができましたら、インターホンで門鑑番号をお呼びしますので指定された面会室へ入室してお待ちください。(一度に面会できる人数は3名までですが、未就学児はこの限りではありません。)また、申し込まれた方以外は、面会室へ入ることはできません。
- 4 所内での撮影及び録音などは、一切できませんので、カメラ、パソコン、テープレコーダー、携帯電話等は、面会室に持ちこまず、保管ボックスに御収納ください。
- 5 面会における、日本語以外の言語は、原則として事前の申請がなされていなければ使用できません。
- 6 面会しているときは、当該被収容者との間で金銭、物品などの受け渡しはできません。
- 7 次の事項に該当する行為等があれば、面会を終了する場合がありますので御注意ください。
 - (1) 大声や騒音を発するなど当所の規律及び秩序を害する行為であると職員が認めるとき
 - (2) 暗号の使用その他立会する職員が理解できない会話等
 - (3) 犯罪の実行を共謀し、あおり、唆す会話
- 8 受刑者について、特に次に該当する発言がある場合には、面会を一時停止又は終了することがあります。
 - (1) 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

(2) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

9 面会できる回数は、次のとおりです。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 未決被収容者 | 1日1回 |
| 2 既決被収容者 | 1日1回及び |
| | 第1類の人 月7回 |
| | 第2類の人 月5回 |
| | 第3類の人 月3回 |
| | 第4類の人 月2回 |
| | 第5類の人 月2回 |

10 面会の時間は原則として30分を下回らない範囲で実施しているところですが、面会の申出状況、その他の事情にかんがみ、面会時間の制限を行う必要がある場合は、5分を下回らない範囲で面会時間の制限を行っておりますので御了承願います。

11 所内では、大きな声で話をしたり、ゴミを捨てるなど他人に迷惑をかけるようなことはしないでください。

12 待合中は、待合室からみだりに出歩かないようにしてください。

13 待合室内は禁煙です。喫煙場所以外での喫煙は、固くお断りします。吸殻は必ず灰皿に入れてください。

14 差入れ、宅下げを希望される方は「差入れ、宅下げについてのお知らせ」をお読みになりその旨を面会前に職員に申し出てください。詳しくは職員にお尋ねください。

15 面会には、職員が立会い又は録音若しくは録画する場合があります。

16 その他面会の実施に関してご不明な点などは、遠慮なく職員にお申し出ください。

別紙 4

未決拘禁者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を含む。）と面会をされる弁護人の方へ

- 1 大声を発したり、設備等を破損させるなど当所の規律及び秩序を害する行為があった場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがあります。
- 2 電磁的記録媒体を使用する際は、あらかじめ職員にその旨を申し出てください。
- 3 カメラ、ビデオカメラ、携帯電話については使用できませんので面会室に持ち込まないでください。
- 4 面会受付時間帯は、原則として行政機関の休日に関する法律第1条第1項に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後4時30分までです。

なお、これ以外の日については、法務省と日本弁護士連合会との間における申し合わせに則して行うこととなります。

別紙5 (信書検査処理票)

信書検査処理票		検査の日	令和 年 月 日
		決定の日	令和 年 月 日
		措置の日	令和 年 月 日
相手方の氏名等		被收容者氏名等	
相手方氏名	既決・未決・死刑確定者・その他()		
発受の別 発信 受信	称呼番号 第 番		
発受の日 令和 年 月 日	氏 名		
決裁欄	意見・決定	検査対象箇所・理由等	
所長	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
処遇部長	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
処遇首席	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
所管統括	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
第一統括	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
処遇主任	許可・抹消	<input type="checkbox"/> 担当者意見のとおり <input type="checkbox"/> その他意見(下欄記載)	
	削除・差止め 禁止・()		
担当者	許可・抹消		
	削除・差止め 禁止・()		
申告の有無	<input type="checkbox"/> 申告なし ・ <input type="checkbox"/> 申告あり(申告上の関係等)		
告知欄	日時：令和 年 月 日に、 (相手方の氏名)「 」 [<input type="checkbox"/> から当所に到達した・ <input type="checkbox"/> 宛てに発信申請した] 信書について、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律 <input type="checkbox"/> 第128条(第138条において準用する場合、読替え後の規定とする。) <input type="checkbox"/> 犯罪性のある者 <input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者		

告知欄	<input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者 と認められるため、令和 年 月 日に、同信書の [<input type="checkbox"/> 発信・ <input type="checkbox"/> 受信] を禁止する措置を執ることを決定した。 ※ 相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 第129条第1項（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合、読替え後の規定とする。） <input type="checkbox"/> 第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである <input type="checkbox"/> 第2号 発受によって、刑罰法令（ ）に触れる [<input type="checkbox"/> こととなる・ <input type="checkbox"/> 結果を生ずるおそれがある] <input type="checkbox"/> 第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/> 第4号 [<input type="checkbox"/> 威迫にわたる記述・ <input type="checkbox"/> 明らかな虚偽の記述] があるため、 [<input type="checkbox"/> 受信者を著しく不安にさせ・ <input type="checkbox"/> 受信者に損害を被らせ] るおそれがある <input type="checkbox"/> 第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある <input type="checkbox"/> 第6号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある
	と認められるため、令和 年 月 日に、 <input type="checkbox"/> 同信書の [<input type="checkbox"/> 発信・ <input type="checkbox"/> 受信] を差し止める <input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を [<input type="checkbox"/> 抹消・ <input type="checkbox"/> 削除] する措置を執ることを決定した。 ※ 相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 第139条第1項各号及び第2項（第142条において準用する場合、読替え後の規定とする。）のいずれにも該当しないと認められるため、令和 年 月 日に、 <input type="checkbox"/> 同信書の [<input type="checkbox"/> 発信・ <input type="checkbox"/> 受信] を許さない。 <input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を [<input type="checkbox"/> 削除・ <input type="checkbox"/> 抹消] する措置を執ることを決定した。
	上記のとおり告知した。
	1 告知日時 令和 年 月 日 () [午前・午後] 時 分
	2 告知場所
	3 告知者 官職 氏名 印
	4 立会者 印
	5 その他 禁止又は差止めの措置を決定した信書のでん末 手交日 令和 年 月 日 受領者 印

1 告知欄の年月日の記載は、禁止又は差止めの措置の場合に信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

2 相手方の氏名の告知は、禁止又は差止めする場合に限り記入すること。

3 第129条第1項第2号の「(罪名)」については、(強要罪)、(ストーカー行為等の規制に関する法律違反)等と記載すること。

4 禁止又は差止めの措置を決定した信書については、会計課領置係職員に手交し、受理した同職員は、受領印を押印すること。